

平成26年度第3回幕別町次世代育成支援対策地域協議会会議録

- 1 日時
平成26年8月19日（火）18:35～19:33
 - 2 場所
保健福祉センター多目的ホール
 - 3 出席委員
11人：千葉会長、荒木委員、今泉委員、齊藤委員、下川委員、
杉山委員、西出委員、堀委員、嶽山委員、牧田委員、安田委員
 - 4 欠席委員
3人：牛尾副会長、佐藤委員、森委員
 - 5 事務局
6人：川瀬民生部長、杉崎こども課長、稲田保健福祉課長、半田保育係長、
宗像主査、佐々木主査
 - 6 傍聴者 佐藤記者（十勝毎日新聞）
 - 7 配布資料
 - 資料1 子ども・子育て支援事業計画の基本理念及び基本目標について
 - 資料2 子ども・子育て支援に関する各種事業の考え方・方向性について
 - 資料3-1
 - ・幕別町保育実施条例の「保育に欠ける事由」と幕別町保育の必要性の認定に関する条例の「保育の必要性の事由」比較表
 - ・幕別町保育の必要性の認定に関する条例案
 - 資料3-2
 - ・幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案の概要
 - ・幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
 - 資料3-3
 - ・幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要
 - ・幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案
 - 資料3-4
 - ・幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要
 - ・幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
 - 8 内容
【進行】千葉会長
 - (1) 開会
 - (2) 報告
 - ① 子ども・子育て支援事業計画の基本理念及び基本目標について
資料1に基づき、事務局から以下のとおり説明した。
 - 前回の協議会で、「目標等の文言が大事なわけではなく、どのような施策を行うかが大事で、実施する施策の目的や意図を幅広くくみ取れるような表現の目標等であれば、違和感がないのではないか。」との意見が出たことから、会長、副会長及び事務局で協議の上、資料1の太字のとおり基本理念及び基本目標を決定した。
- <意見等>
- 特になし。

(3) 協議

① 子ども・子育て支援に関する各種事業の考え方・方向性について

資料2に基づき、事務局から説明した。

=質問・意見①=

- ・ 子育て支援センターで一時預かり事業等を実施しているが、保育所等でも同事業を実施できるとなると、子育て支援センターで実施する事業内容と保育所等で実施する事業内容が同じになるということか。
- ・ 子育て支援センターで利用者支援事業を行うとなると、コーディネートに係る専門的な知識が必要となる。そのような中で、通常の保育を行うことを考えると相当ハードルが高いのではないか。

=事務局=

- ・ 現在、一時預かり事業は、町では2つの子育てセンター3箇所を実施していることに加えて、幕別幼稚園及びわかば幼稚園でも実施しているところである。

今回の子ども・子育て支援新制度では、保育の量を確保するという観点から、保育所や幼稚園以外の様々な場所で同事業が実施できるとされている。

国としては、それらの施設を有効利用することにより、保育を必要とする方々に対して、サービスを提供する方針としている。町としては、事業者から一時預かり事業を行いたいと相談を受けた際に、町と事業者で委託契約を結ぶことにより、同事業の拡大を図りたいと考えている。

- ・ 子育て支援センターでは、現在、保護者からの子育てに関する相談業務を実施しているところである。

利用者支援事業に配置される職員は、受けた相談をその場ですべて処理するというのではなく、その相談に対して、どこの窓口に行けばよいかという交通整理を行うことを想定している。民生委員と同様の役割を期待している。

=質問・意見②=

- ・ ⑫の事業概要に記載されている「特定教育・保育施設」とはどのような施設を差しているのか。
- ・ ⑬の町の考え方・方向性に記載されているが、「啓蒙」という言い方ではなく「啓発」くらいととどめておいた方がよいのではないか。

=事務局=

- ・ 「特定教育・保育施設」とは、町が施設型給付の支給に係る施設として確認を行った保育所、幼稚園及び認定こども園を指す。

したがって、⑫の事業については、町の確認を受けた施設が行う事業のみが対象となる。

② 子ども・子育て支援に関する各種施設・事業の基準（骨子案）に対するパブリックコメントの結果について

別紙、パブリックコメントの結果に基づき、事務局から以下のとおり説明した。

- 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、町は各種施設・事業の基準について条例を制定しなければならないため、前回の会議において、4つの条例骨子案をお示ししたところである。
- パブリックコメントを7月16日（水）から8月15日（金）までの1ヶ月間実施した結果、1名の方から3件の意見の提出があった。
- ご意見の一点目については、地域型保育事業を行う職員の質の向上を求める内容となっている。町の考え方としては、まずは保育の量を確保するという観点から、国の基準どおり、地域型保育事業を行う職員は、保育士だけではなく、家庭的保育者や家庭的保育補助者を含めることとしたい。

現行の保育ママは、北海道が指定する講習を受講することにより、資格が与えられており、既に家庭的保育事業を展開している。その資格のハードルを上げるとなると、今後事業展開ができなくなってしまう。

保育の質についても、重要なことであることは承知しているため、町が実施する研修により、質の確保を図りたいと考えている。

また、新制度の地域型保育給付の対象となる事業者に対して、町が認可や指導監督を行うこととなるので、質の低下を招かないよう指導監督を行う考えである。

- ご意見の二点目については、食事の提供を自園調理に義務付ける内容となっている。

この条文については、国において従うべき基準とされているため、市町村には変更する裁量の無い項目とされている。

そのため、お示しした条文（幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案第15条及び第16条）どおり、小規模保育事業等での食事の提供は、自園調理を原則とした上で、例外として、同一敷地内にある他の施設やその他の連携施設に調理室を備えている場合に認めることしたい。

- ご意見の三点目については、小規模保育事業を行う保育の部屋を2階以下とするべきとの内容となっている。

今回お示しした条文については、認可保育所の階層に関する基準を規定した児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条と同様の内容となっているため、お示しした条文どおりとしたい。

- 貴重な意見をいただきましたが、お配りした資料3のとおり修正することなく、進めさせていただきたい。

=質問・意見①=

- ・ いただいたご意見の1点目と同様の意見であり、保育を行う者の資格に関するハードルを下げることにより、保育の質の低下を招くことを懸念している。

=事務局=

- ・ 保育の質を確保することは十分に承知をしているが、地域型保育事業の職員の資格のハードルを上げてしまうと当該事業の展開ができなくなってしまう。

当該事業の認定をするのは町であるため、保育の質の低下を招かないよう事業者に対してしっかり指導監督を行っていききたい。

町としては、保育の量・質ともに確保できるよう努めていきたいと考えている。

=質問・意見②=

- ・ 家庭的保育者や家庭的保育補助者は、市町村長が行う研修を修了した者とされているが、まだ研修内容等が示されていない。そのため、今後示される研修内容等について保育の質が担保されたものであることを期待する。
- ・ 小規模保育事業は、小さくなればなるほど事業の中身が見えづらい点があるため、条例に記載のある外部評価の結果等により、町として当該事業者に対して、目配り・心配りをお願いしたい。

(4) その他

- 次回の会議については、9月の下旬で調整したい。
- 会議の内容は新制度における保育料の具体的な考え方等を予定している。

閉会

